

## 品質管理責任者の管理技術者との兼務の取扱いについて

### 1. J及びRグレード

品質管理責任者（通常、社長又は工場長レベルの人が選任されている）の管理技術者との兼務は認める。

### 2. Mグレード

(1) 品質管理責任者が管理技術者と兼務状態（以下「兼務状態」と記す）のままでの新規申請や昇格申請等（更新申請は除く）については、平成 28 年 4 月 1 日以降は受け付けない。

(2) 兼務状態にある既認定工場については、兼務解消への移行措置として、以下の取扱いとする。

1) 兼務解消への移行期間として、平成 33 年 3 月 31 日まで限定して認める。

2) 更新申請は、その兼務状態を上記移行期間内（平成 33 年 3 月 31 日まで）に解消することを申請条件として、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日（平成 30 年度後期分の受付締切日）までの期間に限定して受け付けるが、それ以降は受け付けない。

3) 申請時に品質管理責任者の兼務解消計画書を提出し、兼務状態は平成 33 年 3 月 31 日までに解消しなければならない。

兼務状態が平成 33 年 3 月 31 日までに解消できない場合は、平成 33 年 4 月 1 日～5 月 15 日（平成 33 年度前期分）の期間で R 又は J グレードで再申請を行い、速やかに再評価を受けなければならない。

(3) Mグレードの品質管理責任者の兼務状態が認められる条件は以下の通りである（別添-1 参照）。

1) 品質管理責任者が保有する資格の一つをいずれかの管理技術者の必要資格として活用する場合、品質管理責任者（兼 品質管理技術者）の指導・監督下で当該管理業務を主体的に実施する専任の担当者を置かなければならない。

2) 当該担当者は、正社員でなければならない。

3) 当該担当者の他の管理業務等（外注管理、材料管理及び溶接技能者を含む）の兼務を認めない。ただし、検査管理業務については、製品検査管理業務及び超音波検査管理業務の担当者としての兼務を認める（品質管理責任者の保有資格を③-(イ)及び③-(ロ)の両方に活用した場合、1 名の担当者の配置をもつて可とする）。

4) ③-(イ)又は③-(ロ)のいずれかに品質管理責任者の保有資格を活用する場合（検査管理技術者が 2 名の場合）、品質管理責任者以外の検査管理技術者は、品質管理責任者が行うべき管理業務を補助する担当者となることのできる（専任の担当者の配置は不要）。

### 3. H及びSグレード

適用外とする。

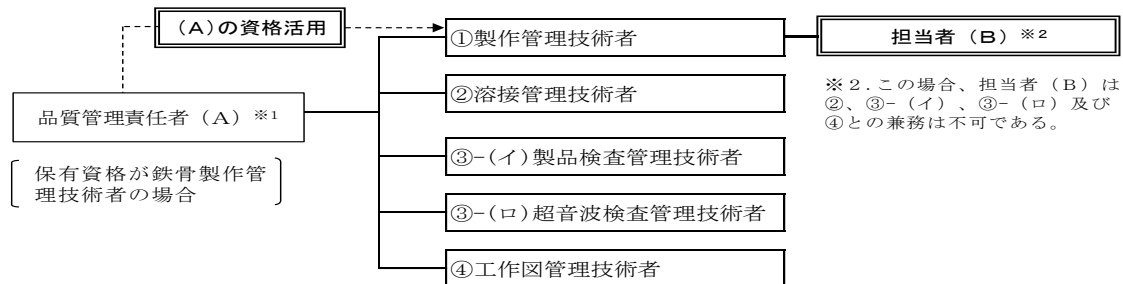
以上

<別添-1>

Mグレードの品質管理責任者の兼務状態について

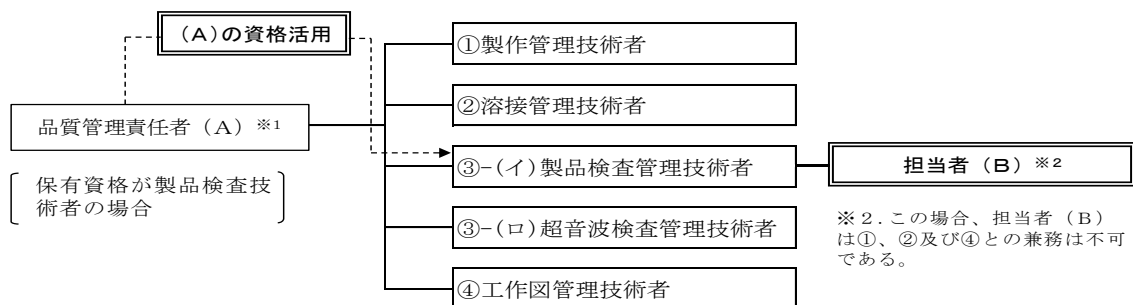
- 品質管理責任者（A）は下図①～④の技術者を兼務することはできない。
- 品質管理責任者（A）が保有している当該資格の①～④のいずれか一つに、必要資格として活用することができる。ただし、必要資格として活用する場合には、当該資格の技術者の業務を主体的に実施する担当者（B）または（C）[ともに正社員とする]を新たに1名配置しなければならない。又、担当者（B）又は（C）は、溶接技能者、外注及び材料管理責任者を兼務することはできない。
- 品質管理責任者（A）が兼務状態にある場合のMグレードの更新申請（新規、昇格は除く）は、その兼務状態を平成33年3月31日までに解消することを条件として、平成30年11月30日までの期間に限定して受け付けることができるが、それ以降は受け付けない。

<例1>



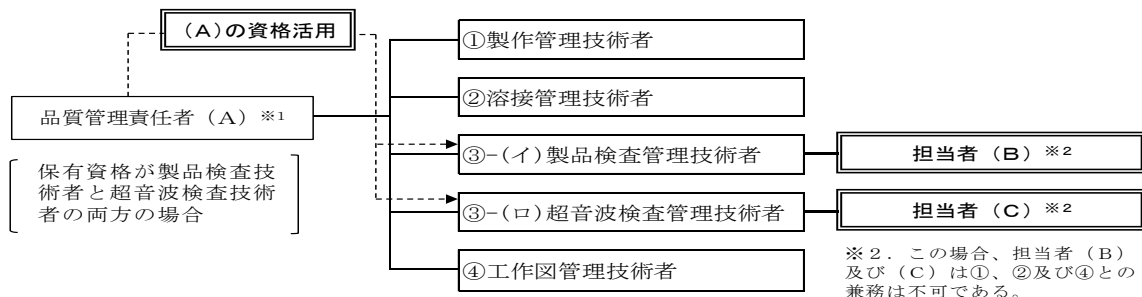
※1. 品質管理責任者（A）が鉄骨製作管理技術者の資格を有し、①に活用する場合は、製作管理技術担当者として担当者（B）を新たに1名配置する。

<例2>



※1. 品質管理責任者（A）が建築鉄骨製品検査技術者の資格を有し、③-(イ)の製品検査に活用する場合は、製品検査管理技術担当者として担当者(B)を新たに1名配置する。但し、③-(ロ)の超音波検査管理技術者が担当者（B）を兼務することは可とする。

<例3>



※1. 品質管理責任者（A）が建築鉄骨製品検査技術者及び建築鉄骨超音波検査技術者又はNDI（レベル2）の両方の資格を有し、③-(イ)及び③-(ロ)に活用する場合は、検査管理技術担当者として担当者(B)及び(C)を新たに配置する[尚、担当者(B)及び(C)はともに正社員である]。但し、担当者(B)と担当者(C)との兼務は可とする。

以上